

平成30年1月30日

【事務局】 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まだ着席されていない先生がいらっしゃるようですが、定刻となりましたので、始めさせていただきます。私、事務局を務めさせていただきます住宅局市街地建築課の〇〇でございます。

本日はマスコミの取材の希望がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、写真撮影等につきましては議事開始までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

部会の議事につきましては、プレスを除きまして、一般には非公開となっております。また、議事録は、委員にご確認をいただいた上で、委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することとしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第、座席表があります。その後に配布資料一覧というのがございまして、その後に資料がございます。順次ご確認いただければと思ひます。

資料が1から3まで、それから、参考資料が1から5までございます。資料1から3につきましては、今後の建築基準制度のあり方について「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」（第三次報告案）というのが資料1でございます。第三次報告案の概要が資料2でございます。第三次報告案の参考資料が資料3となっております。

参考資料1として部会委員名簿、参考資料2として社会資本整備審議会令（抄）、参考資料3として第三次報告案に関するパブリックコメントについて、参考資料4として第三次報告案の修正点、参考資料5として前回（12月20日）の建築基準制度部会後にいただいた委員からの意見となっております。

以上の資料をお配りしていますが、欠落等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。建築基準制度部会の委員及び臨時委員14名のうち9名に現在ご出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条によ

り、本部会は成立しておりますことをご報告申し上げたいと思います。

なお、本委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、専門委員の〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

それでは、これより議事に入りたいと思います。報道関係者におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

以後の議事運営につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願ひいたします。

**【部会長】** おはようございます。今日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

本日の議事は、今後の建築基準制度のあり方について（第三次報告案）についてです。

これまで建築基準制度部会におきましては、第三次報告に向け、昨年10月6日、11月13日、12月20日と3回、部会を開催させていただいて、ご議論をいただいております。前回の部会では、第三次報告案についてご審議いただき、その後、同報告案について事務局においてパブリックコメントを実施しております。

本日の部会では、パブリックコメントの意見等を踏まえて、本部会としての第三次報告を取りまとめたいと考えております。

パブリックコメントの意見の結果と前回部会での報告案からの修正点について、事務局より説明を受けた後、各委員よりご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、資料のご説明をお願いいたします。

**【事務局】** おはようございます。

まず、お手元の資料のうち、前回ご欠席の委員もいらっしゃいますので、全体の概要をおさらいさせていただきたいと思ひます。お手元の資料2、A3版のカラーの1枚紙でございます。「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」（第三次報告案）の概要でございます。

報告案につきましては、まず「はじめに」という全体の背景がございまして、ストックの有効活用、木材利用の推進あるいは建築物・市街地の安全性向上に向けた維持管理、更新が求められているといったこと、次に防火・避難分野を中心に、性能規定化に向けた研究開発が進行中であるということをご記載しております。

そして、具体的な課題と、それから講ずべき施策ということで、3つの大きなテーマについて記載をしております。

まず1つ目が、(1) 既存建築ストックの有効活用に関するものでございまして、左の箱が現状・課題、右の箱が報告案では早急に具体的に講ずべき施策となっている部分でございます。課題と施策をまとめてご説明させていただきますと、ニーズの多い小規模建築物の転用について、避難所の安全性確保を前提に、防耐火規制を合理化するといった内容になります。それから、既存不適格状態の解消を一度に行うことが困難な場合もあるため、段階的・計画的に進める制度を導入するということを記載しております。また、その他用途別に規定されている一般構造・防火避難関係の技術基準の見直し、特に、容積率規制について、老人ホーム等と共同住宅の扱いを共通化するという内容を記載しております。

(2) 一時的な建築・利用ニーズに関するものとして、既存建築物の一時転用について、仮設建築物と同様にする制度を導入するとしております。それから、その仮設建築物について、オリンピック等を踏まえて1年以上の存続を認める仕組みを導入してはどうかということに記載しております。

次に、青い部分になりますが、木造建築物を巡る多様なニーズへの対応ということで、一定の措置を前提に、木造建築物を含めて倒壊を防止するための設計法の規定化や、木造建築物の規制対象の合理化、その他、防火壁のみならず防火床による区画の導入、延焼のおそれのある部分の合理化、加えて、防火・準防火地域内で求められている現行の性能と同等以上の延焼防止性能を有する建築物の基準整備をしてはどうかという内容を盛り込んでおります。

そして4番目、テーマの3つ目でございますが、安全確保、良好な市街地環境を確保するため、(1) 建築物の安全確保として、埼玉県三芳町の大規模倉庫火災を踏まえ、所有者等による適切な維持管理が徹底されることを促進する仕組みの導入。さらに、既存不適格建築物の所有者等が予防的な観点から維持保全に取り組むことを促進する行政による指導・助言の仕組みの導入について記載しております。

そして、(2) 市街地の安全確保ということで、平成28年の年末にありました糸魚川市の大規模市街地火災を踏まえ、延焼防止性能の高い建築物への更新を進めるため、こうした高い延焼防止性能を有する建築物を整備する場合は、実態上、建て替えの制約になっている建蔽率の取り扱いを合理化する、建蔽率を1割緩和する措置を追加するという内容を記載しております。さらに、道路と一体となった空間形成に資する建替についても、建蔽

率規制を合理化してはどうかということ、さらに、最近出現しております大規模重層長屋についても、路地状敷地に計画され、課題になっておりますので、条例による規制強化を可能にするといった内容を入れております。

そして、(3) 良好な市街地環境の確保では、接道や用途規制に関し、手続に一定期間を要している特例許可について、事前に一定のルール化ができるものについては建築審査会の同意を不要にするという合理化の措置、そして、都市計画で定められる立体道路の対象拡大に対応して、道路内建築制限の特例の適用範囲を拡大するという内容を盛り込んでいます。その他引き続き検討すべき課題について報告案に盛り込んでおります。

こうした内容につきまして、前回の部会終了後、パブリックコメントを実施させていただきましたので、その状況を報告させていただきます。参考資料3に沿って説明をさせていただきます。

パブリックコメントは、昨年の部会終了後の12月21日から年明け1月19日まで実施をさせていただき、36の個人・団体から合計150件程度のご意見をいただいております。類似の意見はまとめておりますが、3ページ以降に、個別の意見の内容とそれに対する対応について整理をしております。幾つか分類をしてご紹介いたしますと、参考資料3の2.のところですが、まず1つ目は、この報告案の内容に直接関係する意見ということで、報告案の書きぶりに影響しそうなものについては以下のようなものがございました。

1つは、仮設建築物の存続期間の延長について、審査会の同意を不要にしてほしいということでしたけれども、これについては、特に必要があるものとして認めるという考えですので、審査会同意なしに一律の延長は難しいという回答で対応案を整理しております。それから2つ目、今度は用途規制の手続の特例許可の合理化について、利害関係者に対する公開意見聴取も不要としてほしいという意見もございました。報告では特にこの部分については触れておりませんが、用途規制の趣旨を考えますと、公開による意見聴取は必要とする方向で検討することになるのではないかとということもございまして、これら直接書きぶりに関係する意見については、報告案の修正はしないということで整理をしております。

それから、その他多かったのは(2)以下のものですが、今後の技術基準の策定に当たってのご意見ということで、具体的な仕様をできるだけ記載してほしいとか、消防の実態、多様性を考慮してほしいというご意見、それから、その基準を事前明示してほしいというご意見もありましたので、今後の検討に当たって参考にさせていただきたいと思っております。

ます。

2 ページですが、(3) は、制度化に当たって、その制度の周知や運用段階についての運用に関する意見ということでございますが、情報提供等の充実あるいはリスクの周知、具体案の提示といったご意見がございましたので、今後、制度を実施する段階に合わせて検討していくということで整理をしております。

そして、(4) のとおり、その他引き続きの検討課題に関する様々なご意見もございましたので、こういったものは引き続き検討課題として検討する際の参考にさせていただければということで整理をさせていただいているところでございます。

また追加意見として、参考資料 5 にありますように、〇〇委員から前回部会でもご意見を頂戴しておりましたけれども、今後の基準検討に当たってのご意見という趣旨で追加のご意見を頂戴しておりますので、配付をさせていただいております。こちらのほうも、消防の実態等も踏まえて今後きちんと検討すべしといったご意見と認識しております。

したがって、報告案について修正している部分は、参考資料 4 で整理しておりますが、以下のような点が前回の部会でのご議論も踏まえた修正になっております。

1 つ目はタイトルの関係です。前回の部会でも「両立に向けて」というのがわかりにくいというご意見がございましたので、報告案のタイトルと、それから、このタイトルが本文の 2 ページに「このような状況も踏まえ、」以下で出てまいりますので、先ほどご紹介したようなタイトルとして修正をさせていただいております。

また、工作物の関係について、実際のニーズを整理させていただいたところ、期間延長については実需がないということがわかりましたので、本文についても、4 ページの期間延長のニーズと、5 ページの存続期間のところにおいて「工作物」を削除しております。

3 つ目は表現ぶりについてですが、前回の部会においてわかりにくいというご意見がありましたので、4 ページの 1 2 行目から 1 5 行目にかけて、「小規模な建築物であっても、」という書きぶりを整理させていただいております。

そして最後になりますが、6 ページの木造建築物の防火規制の合理化のところですが、最初の「早急に講ずべき施策」の①の部分につきまして、前回の部会においてももう少しきちんと書いたほうがいいのかというご意見がございましたので、前回部会の提出資料も踏まえて書きぶりの追記等を行っております。

以上のような修正を、前回の部会での議論以降、行っておりますので、これを本日の報告案ということでご審議願いたいと思います。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきましてご質問はございますか。

【〇〇委員】 よろしいでしょうか。

【部会長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ご説明ありがとうございました。修正した、仮設の工作物というものの実需がないというところがよくわからなかったです。もともと想定していたものと、実際にご確認なさって実需がないといった点についてもう少しご説明いただけるとありがたいです。

【事務局】 工作物につきましては、現行制度上も基準の適用除外とする規定がございます。建築物と同様に、当初はかなり長い期間置かれる場合があるのではないかとということも想定しておりましたが、関係する地方公共団体等に確認したところ、工作物については、それほど長い期間置いておかなければならないことによる適用期間の支障はないだろうということでした。ただ、実際に適用される基準については建築物と同様に整理をしてほしいということではございましたので、その内容は報告案のにも残させていただいております。これでご了承いただければ、そうした制度的な対応をさせていただければと思っています。

【部会長】 〇〇委員、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。

他にご質問いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 質問というより意見になるかもしれませんが、タイトルについてです。前のものは、建物の安全性の確保と、それからストックの有効活用、合理化、これらに対置させて両立させなければならないというタイトルになっていたと思います。わかりにくいという話もありましたが、私は、基本的な考え方はこれが正しいのではないかと思います。何よりも大事なことはやはり建物の安全性確保ということで、様々な規制がありますが、それを社会のニーズや実状に合わせて緩和或いは合理化していかなければならないとしても、建物の安全性確保と両立させなければならないと思います。その意味で、まさに基本的な思想・考え方を的確に表していたタイトルであったと思います。ところが、今回のものは、要するに3つの内容である、ストックの有効活用と、多様なニーズと、建築物・

市街地の安全性と、それらを総合的に推進させるという内容になっています。私の全体的な印象として、先般、耐震偽装があったときには規制を強化するという動きがありましたが、その後は、官製不況という批判があり、基準の合理化という流れで、今回の審議会までできているような気がします。しかし、根底にはやはり建物の安全性を確保するということがあり、その点は皆さん共通認識だと思います。様々なご意見があるかもしれませんが、やはりその点を明確にするためには、今回挙げている3つのテーマと、建物の安全・安心、これらをどう確保するかということ、そういった基本的な思想のもとにつくられているということを十分に表すためには、表現ぶりは様々なかたちがあるかもしれませんが、タイトルに「建築物の安全確保」を明記した従前のタイトルのほうが良いと思いますが、おそらく実質的な考え方の変更はないと思います。そうであれば、やはり私のような消費者問題に取り組んでいる側からの批判や誤解を招かないためにも、タイトルに「安全性確保」という言葉をやはり明記していただきたいと思います。

【部会長】 事務局からご返答ありますでしょうか。

【事務局】 この部分につきましては、前回の部会の際に最初にお諮りした案においては、特に良好な市街地環境の確保を図るための規制の合理化について、今回は立体道路関連の内容も追加になっておりまして、その項目が骨格として入ってきた結果として、古いタイトル案であるとそれが含まれないということがあり、もう少し全体の内容を含んだタイトルにすべきであるというご意見を部会の中でいただいたということで修正をさせていただいたものでございます。〇〇委員がおっしゃるとおり、既存ストックの有効活用と木造建築をめぐる多様なニーズへの対応と、当然、安全性をしっかりと両立するという思想を変えているわけではないですが、もう少し答申の各骨格を全て網羅したタイトルにすべきであるという意見を部会の中でいただいたことから修正したという経緯でございます。

【〇〇委員】 内容を全て網羅するという点については、異論はありません。確かに前のタイトルですと、建築物・市街地の安全性、良好な市街地環境の確保ということは入っていませんので、それが抜けているというのはわかります。したがって、それを全て入れるのは結構ですが、長くなるかもしれませんが、やはり安全確保を第一に考えているということを、そういう思想であるということがしっかりと伝わるように、誤解されないように、私はタイトルにもぜひ入れていただきたいと思います。「はじめに」を見ても、当然の前提になっているのかもしれませんが、安全性確保というのはまず何よりも大前提なのだと思います。例えば、「はじめに」の冒頭2行で、「建築行政についても」となっており、

つまり合理化と、換言すれば規制緩和ということを表現していると思います。そうであれば、安全確保、安心・安全ということを大前提にしつつも、それを大前提にした上での合理化が求められているとか、そういった姿勢だということと考えていただいているということは理解しましたが、この報告書の文面自体にそれが明確になっている部分、タイトルには必ずしもこだわりませんが、どこかで入れていただきたいなと思います。下から6行目あたりに「安全性を確保しつつ、設計の自由度を」となっていますが、「安全性確保」をタイトルに入れることが難しいのであれば、「建築行政についても」の次に、「安全確保を大前提にしつつ」といったことを加えていただけないかなということを是非お願いしたいと思います。私も最終的にはこれに賛成しますので、それをに入れていただきたいと思いません。

【部会長】 　少し私の意見を申し上げてもよろしいでしょうか。〇〇委員のお気持ちはわかりますが、建築基準法そのものが建築物の安全性確保ということが大前提であり主目的ですので、逆に、もとのタイトルですと、建築物の安全性確保ともう一方の両立に向けてというのは、今回の改正をすると安全性確保が減ってしまうのではないかという懸念を感じるおそれがあることから「両立に向けて」と書いてあるように僕は思います。もともと建築基準法の安全性確保のレベルは、例えば木造の性能規定化等を考えても、今回安全性に関して全く変えようとはしていないので、ある意味当然のことなのです。もちろん安全性を下げるということなしにやるということで、今回扱う3つのことを表題として書いてあると解釈すれば、むしろ「両立」という言葉がないほうが、建築基準法はそこが当然であるという感じになろうかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 　もちろん、今、部会長がおっしゃったように、大前提になっているのはそのとおりだと思いますが、そういったことを、大前提としてそれを言わずもがなだと言われてしまうとそうですが、全体の流れが、やはり規制があって、それを緩めているというのは間違いないですが、安全を大事にしながらということ。安全に問題がないということをしつかりと考えながら、配慮しながら、既存の規制を緩めて、今までできなかったことをやらせようとしているわけですから、そこはしっかりと安全については十分考えている。その点は全くないがしろにしていないということは、私は是非、タイトルにはこだわりませんが、例えば「建築行政についても」というところで、自明かもしれませんが、安全ということを第一に考えて、社会のニーズに合った合理的な規制に変えていくということが一応わかるようにしていただけると私も賛成しやすいということで、お願いしたい

です。

【部会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 ご指摘いただいている1ページの下から5行目、33番の行のところに、当然、技術開発を踏まえた合理化の際には、得られた知見に基づいて、それぞれの目的に照らした安全性を確保しつつ、設計の自由度を拡大するための合理化という形で、当然それぞれの目的に照らした安全性の確保が大前提であるところにも改めて書いておりますので、〇〇委員のご懸念のような点は、こういった表現から当たらないと説明できると考えております。

【〇〇委員】 これで最後にしますが、とにかく安全性の確保ということが建築行政において一番の最高の価値であるということは間違いないと。当然、前提なのですが、今後ともそういうことで行政を進めていくと承りました。ありがとうございました。

【部会長】 よろしいでしょうか。

他にご質問、いかがでしょうか。

ないようですので、資料1がこの基準制度部会としての報告ということになります。先ほど参考資料4で修正点をお諮りいたしましたけれども、もともとの内容については今までの部会で十分ご審議いただいている内容ということになろうかと思えます。今日の議論を踏まえまして第三次報告を取りまとめたいと考えておりますけれども、この資料1の第三次報告案についてご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 はい、ありがとうございます。ご異議がないようですので、案を取って成案としたいと思います。この第三次報告については、この後の建築分科会において報告させていただきます。

それから、資料2について先ほど事務局からご説明がありましたけれども、ここにもVとして「その他引き続き検討すべき課題等」ということがございます。この部会の次回がいつになるかわかりませんが、まだ引き続き検討すべき課題も残されているということで、今後に向けて、今日の報告案を踏まえてご意見があれば伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。今後、さらに強く検討してほしいということがあればお願いしたいと思います。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 まず、様々な制度が変わっていくので、それをしっかりと設計者や施工者にも周知するというのが大事かと思えます。それによって、これら検討している緩和を

するという内容が正しく伝わると思います。先ほどのパブコメの中にも仕様規定をつくってほしいというものがありませんでしたが、このような対応は是非やっていただきたいと  
思います。

資料2の中に書いてあることで含まれているのかもしれないのですが、建築基準法だけではなく、新しく建築物省エネ法ができて、建物を建てる側としては申請の  
手続において二重にチェックを受けなければならないという状況になっているのです。大きな自治体や大きな設計事務所であれば大丈夫だとは思いますが、これから小規模建築物にも省エネ法の義務化が実施されるということであれば、早目に手続の合理化や申請が容易になるということ意識していないと、混乱を招くかなということに気がしておりまして、その部分意識していただければありがたいと思っております。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。今回の報告では省エネ義務化のことについてはほとんど触れませんでしたけれども、今、並行して動いている重要なご指摘かと思  
います。事務局から何かお答えがあればお願いしたいと思います。

**【事務局】** 建築物省エネ法につきましては、昨年の4月1日に全面施行になりまして、延べ面積が2,000平米を超える大規模な住宅以外の建物について、省エネ基準への適合の義務化を導入させていただきました。これまで大きな混乱なく、この規制制度が運用されていると把握しておりますけれども、まだ制度が開始して間もないということもありますので、その状況についてはしっかりとフォローして、現場での混乱や戸惑いができる限り生じないように運用していきたいと思っております。

また、この建築物省エネ法の現在の運用状況、それから、今回、適合義務化の対象以外の例えば住宅分野あるいは小規模な非住宅の分野について、今後、省エネをどう進めていくのかということにつきましては、ご存じのように別途研究会を設けて議論を進めさせていただいているところであります。そちらのほうでも多様なご意見を有識者の皆様方あるいは業界団体の方々からいただいております、そのとりまとめを年度内にさせていただきたいと考えております。実際に、建築基準法に基づく手続と、この建築物省エネ法に基づく手続というのが同時並行的になされるということが現在の仕組みでございます。建築確認の際に省エネ法に基づく適合判定が必要になるという手続をとっておりますので、その手間やコストは必ずプラスになるということになります、いたずらにその手続を過剰なものにするとか、コストや時間をかけることがよいということにはならないと思いま

すので、現在の制度の運用状況を見ながら、今後対象を拡大する場合は、できる限り手間をかけずに、コストアップにならないような方策を考えていかざるを得ないと思ってございます。また、同様の意見を多数の方面からいただいておりますので、そこは検討課題として、別途、慎重に考えさせていただきたいと思っております。またご意見いただければと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。〇〇委員。

【〇〇委員】 引き続き検討すべき課題として前回も申し上げましたけれども、11ページの3の「小規模な建築物の構造安全性確保に向けた関連制度」についてです。これは、4号特例の廃止だけにこだわるものではありませんが、4号特例の廃止については、前回、この会議の後に資料をいただいて、当面、継続するという事です。しかし、そこから10年近く経ち、もう当面は過ぎているので、是非次の一つの重要なテーマとして挙げていただきたいと思います。これには、構造計算の義務化と審査の特例という2つ問題があると思うのですが、熊本地震で2000年基準を満たしている建物については大きな被害がなかったという結果が出ていますが、裏を返せば、2000年基準をしっかりと守らなければ非常に危険だとも言えるわけですから、構造計算は不要だとしても、審査はしっかりとするという事はやはり必要なのではないでしょうか。したがって、当面継続するとなっていますが、本当にそれで良いのかどうなのか。今後、大きな地震が予想されるので、言うまでもなく、阪神・淡路大震災では倒壊等による圧死が8割、6割等と大多数を占めているという状況で、何かあってからでは手遅れなので、そのあたりの手当てをやっていただきたいと思います。繰り返しになりますが、審査の特例の廃止だけにこだわらず、4号建物の安全性の確保というのはやはり取り上げていただきたいと思います。様々な合理化の緩和が続いている中で、規制をしっかりとするという方面での検討も是非お願いしたいと思っております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。重要な指摘ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【〇〇委員】 今回の第三次報告の中に既にⅡのテーマとして盛り込まれていると思っておりましたが、Ⅴの「その他引き続き検討すべき課題」の6に多少関係しますが、関東圏におりますとそういった実感が湧かないのですが、特に関西の方々が、歴史的建築物で

ある空き家、空き町家の活用について、自治体や行政によって扱い方が違うと言っています。有効に活用していくために、何らかのガイドラインや指針を国が積極的に誘導してくれると、様々な意味で利活用しやすいと思います。文化的な遺産でもあるということで、そういった非常に強い要望もございまして、大きなテーマになり得るかどうかわかりませんが、そういったものがあれば利活用がしやすいです。例えば景観法を改正する等ということになるのかもしれませんが、そのような意見をいただいておりますので、こちらでご紹介させていただきました。

以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。これについては事務局のほうから何かありますか。

**【事務局】** 建築基準法の第3条第1項第3号で、歴史的な価値があるような建物について、条例で保存等の措置を定めている場合に適用を除外するという仕組みがございまして、各地方公共団体指定の文化財以外にも独自の条例でそのような歴史的な価値のある建物について適用しているという例が10自治体ほどございまして、そういった取り組みを広げていこうということで、今年度内にそういったガイドラインをつくって、来年度以降、周知を図っていきたいと考えております。

**【部会長】** ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思いますけれど、一方で、この数年で非常に大きく動いていて、今、ガイドラインを準備されるというお返事をいただきましたので、良い方向に動くことを期待したいと思います。

他にいかがでしょうか。先ほど報告案は決めさせていただきましたけれど、それを踏まえて、今後、技術基準を策定していただくわけですので、それももう仕事としては進んでいらっしゃるのかもしれませんが、特にそこにこういう形で反映してほしいというようなご意見がありましたら、ぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんでしょうか。様々なご要望も伺って、それを取り入れてこの形になってきているということで、この場ではさらにつけ加えるということはそれほどないのかもしれませんが、よろしいでしょうか。これだけは言っておきたいというようなことがありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【事務局】** 部会長、よろしいでしょうか。

先ほどは説明を短時間で終了するために細かいご紹介はしませんでした。今の技術基準について、参考資料5として、〇〇委員から意見書を頂戴したものをまとめたものを配付させていただいております。1つは、小規模建築物の安全性について、報告案でも触れ

ておりますけれども、しっかりと追加の防火措置が重要だということです。また、木造建築物の基準の合理化に当たっては、消防が対処する範囲は様々なリスクを踏まえたものを実際には対処している上、実際、現場では様々なリスクがあるということも考慮して、そういうことも設計者等にきちんと周知すべきだということがあります。それから、防耐火性能の要件として、各種設備などの要素についても要求水準を示すべきだということや、消防本庁はもとより、現場消防の意見もきちんと聞きながら検討を進めるべきだというご意見をいただいておりますので、こうしたことも踏まえながら、今後、具体的な技術基準の検討を進めていきたいと思っておりますので、ご紹介させていただきました。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇委員、何か補足されることはありますか。

【〇〇委員】 今のご紹介で結構です。

【部会長】 ありがとうございます。ここ二、三日でも多くの火事が発生しておりますし、昨年来、外国で、それもかなり先進の国でも信じられないような火災が起きておりますので、消防法もありますが、火災に対して建築基準法としてどう考えるかということは大変重要な問題だと思いますので、引き続き事務局でもご検討をお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様方におかれましては、昨年の10月から4回にわたってご審議いただきました。多くのご意見とご協力をいただきましたこと、本当にありがとうございます。

次に、議事（2）とありますが、何かありますか。

【事務局】 事務局から、今後の予定についてご説明をさせていただきます。この後、11時より第41回の建築分科会を開催し、本日の建築基準制度部会でとりまとめたいただきました第三次報告についてお諮りをさせていただく予定としております。分科会の委員の方におかれましては、引き続きではございますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

建築分科会でもご承認をいただければ、建築分科会の第三次報告として建築分科会長より社会資本整備審議会会長へ報告をいたしまして、審議会長のご了解を得た後、国土交通大臣へ第三次答申としてご提出いただくことになろうかと思っております。

本日の資料ですけれども、分量が多くなっていますので、資料の郵送を希望される方は机上に置いたままお帰りいただければと存じます。

それでは、最後になります。住宅局長よりご挨拶を申し上げます。

**【住宅局長】** 部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、10月から本日まで短い期間であります。4回にわたってご熱心にご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。また、部会として、この第三次報告をおとりまとめいただき、本当にありがとうございます。

この後、今ご説明させていただきましたとおり、建築分科会においてご議論いただき、建築分科会としてもこの第三次報告をおとりまとめいただきたいと考えております。そういった意味で、ややフライングな言い方になりますけれども、この第三次報告を踏まえて建築基準法の一部改正法案を今国会に提出したいと考えております。この法案でございますが、ご議論していただいたとおりでございますけれども、先ほどの最近の大規模火災を巡る状況ですとか、あるいは防火総プロで得られた知見を念頭に置きながら、既存ストックの有効活用、とりわけ用途変更に当たっての合理化、それから木材利用の推進、それから密集市街地等における安全性の確保、その他様々な社会的な要請に対応した規制の見直しということを進めるものであります。もちろん、先ほどご議論がありましたとおり、安全性の確保が第一でありながら、一種、性能規定化の徹底、防火に関しても総合評価を行うということ、より一歩進んだことができるようにするというのが今回の趣旨だと思っております。

この部会でご議論いただいた成果を、今回の法案、今後の政策に結びつけ、また、この法案以外にも今後の建築行政に当たって必要な指摘をいただいたと思っております。また引き続きご指導いただきますようお願いいたしまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

**【部会長】** どうもありがとうございました。

本日の議事につきましては以上で全てとなります。熱心なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして第16回建築基準制度部会を終了させていただきます。

— 了 —